

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第50号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 3 議案第52号 太子町ふるさと応援寄付条例の制定について
（以上2件、総務常任委員会委員長報告）
- 4 議案第51号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（福祉文教常任委員会委員長報告）
- 5 認定第1号 平成19年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
（平成19年度一般会計決算委員会委員長報告）
- 6 認定第2号 平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第3号 平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 認定第4号 平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 認定第5号 平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告）
- 10 認定第6号 平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 11 認定第7号 平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 12 認定第8号 平成19年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
（以上3件、経済建設常任委員会委員長報告）
- 13 発議第5号 太子町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 14 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第50号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 3 議案第52号 太子町ふるさと応援寄付条例の制定について
（以上2件、総務常任委員会委員長報告）
- 4 議案第51号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（福祉文教常任委員会委員長報告）
- 5 認定第1号 平成19年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
（平成19年度一般会計決算委員会委員長報告）
- 6 認定第2号 平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第3号 平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 認定第4号 平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 認定第5号 平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
（以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告）
- 10 認定第6号 平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 11 認定第7号 平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 12 認定第8号 平成19年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
（以上3件、経済建設常任委員会委員長報告）
- 13 発議第5号 太子町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

14 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1 番	井 川 芳 昭	2 番	清 原 良 典
3 番	中 島 貞 次	4 番	服 部 千 秋
5 番	長谷川 原 司	6 番	井 村 淳 子
7 番	中 井 政 喜	8 番	嶋 澤 達 也
9 番	花 畑 奈知子	10 番	佐 野 芳 彦
11 番	熊 谷 直 行	12 番	上 田 富 夫
13 番	村 田 興 亞	14 番	桜 井 公 晴
15 番	橋 本 恭 子	16 番	北 川 嘉 明

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	山 本 修 三	書 記	木 村 和 義
書 記	肥 塚 馨		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	圓 尾 哲 一	総 務 部 長	佐々木 正 人
生活福祉部長	丸 尾 満	経 済 建 設 部 長	富 岡 慎 一
教 育 次 長	塚 原 二 良	財 政 課 長	香 田 大 然

(開議 午前9時59分)

○議長(北川嘉明) 皆さんおはようございます。

平成20年第4回太子町議会定例会第5日目におそろいでご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成20年第4回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○議長(北川嘉明) 日程第1、諸般の報告を行います。

最初に、認定第8号議案についての報告を求めます。

経済建設部長。

○経済建設部長(富岡慎一) 9月12日の本会議におきまして、認定第8号平成19年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定についての質疑の中で、桜井議員の県水の受水量についてのご質問に、決算書に記載してあります51万1,000立方メートルが正しいとのお答えをしましたが、私の誤りで、県水の受水量につきましては51万2,400立方メートルでございます。おわびを申し上げ、訂正をお願いします。申しわけございませんでした。

また、9月18日の経済建設常任委員会付託案件審査の中で、数量等に誤植が判明しましたので、その正誤表をお手許に配っておりますので、ご了承をお願いします。よろしくお願いいたします。

○議長(北川嘉明) 以上で経済建設部長からの報告を終わります。

次に、地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成20年度7月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手許に配っておきましたから、ご了承願います。

次に、事務組合議会議員から組合議会の報告書が提出されました。したがって、その写しをお手許に配っておきましたから、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第50号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第3 議案第52号 太子町ふるさと応援寄付条例の制定について

○議長(北川嘉明) 日程第2、議案第50号地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び日程第3、議案第52号太子町ふるさと応援寄付条例の制定についてを一括議題とします。

上程中の議案2件については、所管の総務常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長服部千秋議員。

○服部千秋議員 失礼いたします。

それでは、委員会審査報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第50号。付託年月日、平成20年9月11日。件名、地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成20年9月16日(火)午前10時0分から午後3時30分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の

規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第52号。付託年月日、平成20年9月11日。件名、太子町ふるさと応援寄付条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成20年9月16日（火）午前10時0分から午後3時30分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

審査意見といたしまして、次のことをつけておりますので、よろしくお願いします。

基金の受け入れ処分については、一般会計の歳入歳出予算に計上する条項が必要である。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 以上で総務常任委員会委員長服部千秋議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第50号地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（北川嘉明） 挙手全員です。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可

決されました。

続いて、議案第52号太子町ふるさと応援寄付条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（北川嘉明） 挙手全員です。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第51号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第4、議案第51号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

上程中の議案については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第51号。付託年月日、平成20年9月11日。件名、太子町報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成20年9月17日水曜日午前10時0分から午後0時26分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

以上であります。

○議長（北川嘉明） 以上で福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。これから議案第51号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（北川嘉明） 挙手全員です。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 認定第1号 平成19年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（北川嘉明） 日程第5、認定第1号平成19年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、平成19年度一般会計決算委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

平成19年度一般会計決算委員会委員長桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 おはようございます。

ご指名によりまして平成19年度一般会計決算審査報告を行います。

報告のとおりでございますが、一定読み上げて報告いたします。

審査いたしました事件については、認定第1号平成19年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。これらの付託は9月12日の本会議で本委員会に付託を受けております。審査の経過等については、別紙、また後に会議録として報告をいたしますので、そちらのほうで確認をいただきたいと思います。会議録についてはご希望のある方に配付をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

審査の経過で日程的なものをまず説明をいたします。

9月19日金曜日の10時から5時まで、それから22日の月曜日の10時15分から5時5分まで、9月24日の10時から午後の5時13分まで、9月25日木曜日の10時から午後5時35分まで、9月26日の金曜日10時から午後8時40分までというふうになっております。これは、当初日程としては25日までの4日間を予定をしておりましたが、審査の経過もございまして、1日延長し、かつ8時40分までという時間を使って審査を行いました。

この間に、委員の希望もあり、委員会で確認をして、当初の19日には旧環境センターの管理棟等の管理状況について視察を行いました。これもこの日程の中に入っております。

その審査の結果であります。附帯意見は別途つけておりますけれども、討論については本委員会における討論は留保をされまして、本日の本会議で討論を行うと、こういうふうなことも上田委員から出ております。

それから、私のほうも討論を行う旨の皆さんに発言をし、確認をしております。

採決の結果は、可否同数になりまして、委員長の表決によりまして認定しないものということに決定をいたしました。

全体的な大まかな審査経過を説明をいたし

ます。

次のページに基づいて読み上げて報告にかえたいと思います。

審査に当たりましては、1、付託案件の平成19年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についての審査に当たっては、審査上必要な資料を事前に確認し、資料別添の提出を求めるとともに審査の過程でも追加資料の提出と説明を受け慎重に審査いたしました。2つ目に、補助説明員に課長、副課長、施設長、一部の係長の出席を認め必要な説明を求めました。3つ目に、審査の前に各課長から決算年度における効果と反省点並びに今後の課題と取り組み等についてと負担金補助及び交付金につきましてもあわせて説明を求めた旨をこの報告書につけ加えておきたいと思えます。補足説明を求め、その説明を含めて審査をいたしました。4つ目に、平成19年度一般会計決算委員会の中で審議した意見、指摘等については真摯に受けとめ、今後の行財政の運営にできる限り反映することについての当局に求めておきたいと思えます。

審査経過としましては、先に述べましたとおり、審査日程に基づき審査いたしましたが、審査の詳しい経過等は委員会会議録によることにしたいと思います。行財政運営の基本姿勢というのは、自治体の行財政は入るをはかって出るを制するを基本に最少の経費で最大の効果を上げ、健全財政の確立と住民福祉の向上に努めることである。本会議、委員会の質疑を通じて次のことを審査意見とするということで、審査意見として歳入について。1、町税等は納税納付義務者の実態把握に努め、新たな収入未済の発生と不納欠損処理を抑制するため、特別の体制をもって徴収に当たり収納率の向上を図ること。2、税等については口座振替の推進に努め収納率を高めること。3、交付税等については、権限の移譲に伴う財源保障として必要額の安定確保を要求すること。4、福祉、医療、教育等の補助負担金についても同様に対応すること。5、住宅建設資金等貸付金、保育料、教育費

負担金を放置することなく徴収に努めること。6、占用料については、近隣の姫路市並みに見直すこと。7、財産貸し付けについては自動販売機設置、旧環境センターは適正な価格を設定すること。文化会館喫茶室については、早急に適正な条件で貸し付けを開始すること。

歳出について。

各款共通事項について。負担金補助金及び交付金については、負担金、補助金、交付金の目的、効果等を精査、検証し、つき合い的なもの、不要なもの及び成果が期待できないものについては整理すること。備品や消耗品等の調達については、町内調達を基本に透明性と公平性、競争性を確保し、経費の節減に努めること。備品等の管理について、備品台帳に基づく管理を徹底すること。委託料については、委託の効果、効率を考慮し、内部で対応可能なものについては積極的に内部対応に努め、経費を節減すること。委託、工事請負に係る入札契約等については、あり方を検証し、地方自治法、町財務規則に基づき、一般競争入札を徹底して経費の節減に努めること。委託料では、二、三社による見積もりでの随意契約ではなく、入札により公平に執行すること。審議会の委員等については、人材バンク制度の導入等、公募委員の比重を高め、住民参加の機会を拡充すること。

次に、各款の決算について。総務費。電算機器254台をさらに活用し、経費の節減と効率化に努めること。各種職員研修の成果を全職員が共有し、住民サービス向上に生かすこと。嘱託員制度に係る嘱託事務については、単位自治会との契約で対応すること。公用車の運行管理は適切に行うこと。住民参加の機会の拡充について。自治基本条例の制定を促進すること。各審議会の公募委員については登録制にするなど、積極的な採用ができるよう努めること。旧環境センターの管理棟については、料理等にも利用しており、使用目的に沿って必要最小限の改修整備を行うこと。外部監査の導入について検討すること。

民生費。保育行政について、幼稚園の現施設を利活用し、幼保の一元化を進め、安全・安心の保育を進めること。乳幼児の医療費については、年齢を引き上げ、単独の助成制度を実施し、少子化対策の一助とすること。介護保険制度について、だれもが負担等を心配することなく、安心して介護が受けられるように改善すること。介護保険の関係については、65歳以上宅を訪問し、保険制度の周知徹底を図り、実態把握に努め、介護保険適用者には申請を促し、予防介護に努めること。救急医療体制の確保・拡充に取り組むこと。社会福祉協議会の自立を促すこと。

衛生費。各種の健診（検診）については、内容と機会を拡充し、健診（検診）率を高め、健康の維持と疾病の早期発見、早期治療に努めること。揖龍保健衛生施設事務組合の負担軽減について、ごみの収集のあり方を整備し、負担経費等の節減に努めること。搬入した資源ごみの売却は適正な価格を設定し、負担の軽減を求めること。つくも荘の利用のあり方を検討されること。狂犬病予防について、予防注射を受けていない情報を入手したときは、法に基づき適切な措置をとること。

労働費。求人等の情報提供に努め、就労の機会を拡充すること。

農林水産業費。地域経済活性化の一環として地産地消のための施策を拡充すること。特産品については、原材料も地域での生産、供給に努め、生産と販売を支援すること。農道、かんがい水路等の整備については、事業主体を支援する施策を講じること。緑化推進については、花と緑の原点に立ち返り対応すること。

商工費。商工会等との連携を密にし、商工業の発展と活性化に努めること。

土木費。道路計画を公表し、ミニ開発等を指導、誘導すること。生活道路の拡幅整備を促進すること。認定外の里道等の整備、促進に努めること。下水道の水洗化率を高め、住民負担の軽減と会計の健全化に努めること。前処理場のあり方を検討し、一般会計からの

繰り出しを抑制すること。都市排水計画をつくり、ミニ開発等により排水機能が麻痺、低下することがないように自治会等と連携し、開発者等を指導し、協力を得て排水等の機能確保に努めること。

消防費。自主防災組織の活動を支援し、消防団の再編に努めること。災害時における避難施設への周知や誘導方法について、状況に応じた最良の方法を選択できる体制を整えること。

教育費。幼・小・中学校の管理職異動等の際には事務引き継ぎを徹底させること。学童保育の対象年齢の引き上げに努めること。幼稚園教諭の保育士資格取得を支援し、幼保一元化に努めること。学校図書館に専任の司書を配置し、内容の充実を図ること。学校給食センターについては、センター方式に限定せず、デリバリー方式などのメリット、デメリットを調査、検討し、給食のあり方を見直すこと。図書館のレベルは今後も低下することのないように努めること。体育館等の施設利用者に対しては、住民サービスの姿勢を忘れることなく対応すること。

以上、多数の意見となりましたが、これらの意見を審査意見とし、今後の予算等に反映をいただくように当局にも要請をして、決算審査報告といたします。

○議長（北川嘉明） 以上で平成19年度一般会計決算委員会委員長桜井公晴議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 失礼いたします。

委員会の審査の日についてですが、当初の予定より長くご熱心になされておりますが、これはどういうことによるのでしょうか。当局が委員の質問に明確に答えていないとか、求めた資料が出ないというようなことがあったのかお尋ねいたします。

特にどういう点に時間をとってご審査いた

だいたいのかもお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 お答えいたします。

先にもちょっと報告をいたしましたように、当初より審査日程を1日延長してしたということにつきましては、きょうもちょっと報告をいたしましたように、1つは審査の過程で町の財産である旧環境センターの管理棟の使われている状況について、余りにも管理棟が壊れて使いにくい状況もあるというようなことも含めて初日に1時間弱の時間をとって現地調査も行いました。

それから、翌日ではありませんが、第2日の22日の開会が15分遅れたことになっております。これは、19日の旧環境センターを視察調査を行ったことに対するクレームかどうか、難癖かどうかは分かりませんが、当日登庁いただいて会議に参加すべく登庁いただいた上田議員に対して激しい罵声を含めた言いがかりのようなことがありまして、警察も呼ぶというようなことがございまして、ここでも30分以上の時間を、開会は15分に開会をいたしました。その取り扱い、抗議、告発を含めて協議をするということになりまして、ここでも一定の時間長引くようなことになりました。

それから、特に先ほど質問者がおっしゃっておりますように、資料を求めても資料が出なかったもの、そして明快に答弁を求めても明快になかなかならなかったものとしましては、揖龍保健衛生施設事務組合の負担金についてであります。これは巨額の負担金になります。この巨額の負担金を支出するに当たっては、きちとした根拠が必要だということから、収集業務に1億5,700万円余りを負担することにしているわけですが、これの根拠となる契約書の提出を求める、それからエコロの施設を管理運営するに当たって、当然のことながらエコロに搬入されている搬入資源のごみを販売すると、こういうことになっているわけでありまして、それぞれの販売価

格の設定のあり方、また販売している業者との契約、そういうものが必要であると、こういうようなことになってまいりまして、この請求もあわせて行くと、こういうことになったわけでありまして、この件については当局側には揖龍保健衛生施設事務組合が一部事務組合として特別地方公共団体としての議決あるいはいわゆる特別の自治体としての公共団体であるから、そちらのほうで審査をしている事項であるために、そちらで資料請求等を行ってもらいたいと、こういうようなことも言われておりまして、しかし一方において、太子町からこれだけの支出負担を行う以上は、これを裏づける審査資料、それから説明を求める、こういうことで、これでは1日を要するような形に特になったわけでありまして。今後、一部事務組合との関係においては、さらなる整理が必要かと思いますが、当初にいわゆる事務が移管するときに、廃棄物の収集計画を含めて物議を本町議会でも醸しました。そういう経過がありますし、負担する以上は当然のこととして裏づけの説明を求めることも当たり前だと思いますが、これらのことが時間を要する結果となり、説明は受けましたけれども、それぞれの契約書等はまだ提出をされていないというような状況になっております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

服部議員。

○服部千秋議員 今の委員長のお答えの中でちょっともう少し理解できない点があるので質問をいたします。

何か上田議員に対して言いがかりをつけた罵声があったとかというのは、ちょっとよく理解できないんですが、だれが委員会の中でそういう事柄をされたのか、ちょっと普通あり得ないというか、ことだと思うので、よく理解できないので、その点をご説明いただきたいと思うのと、それからこれは1つ意見として申し上げたいことですが、揖龍の中の

例えば販売価格等の内容を当局が答えなかったというのは、私には理解できないとこなんですが、ここには揖龍のほうの副管理者、町長もおられるわけで、向こうのことも分かっておられるわけで、その辺も理解できません。私も向こうの揖龍のほうに行っている議員の一人でありますから、いろいろ聞け言われたらまた向こうで聞きますが、それは理解できなかったという感想を述べておきます。

最初の上田議員の点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（北川嘉明） 桜井委員長。

○桜井公晴議員 先ほど時間を要した中にも占用料のことについても若干かなり時間を要しましたので、それもつけ加えておきたいと思います。

揖龍の件にかかわることなんですが、上田議員に対することについては、議員同士とか当局という関係ではありません。上田議員が決算委員会に出席すべく9時半ごろくらいだと思んですが、登庁されて、委員会に出席する前にその駐車場におきまして、旧環境センターに19日に我々行きました。それは、委員会として決めて、町の公用車で行ったわけではありますが、その公用車でやっているにもかかわらず、一部の委員がやっているかのように思ったのかどうしたのか分かりませんけれども、上田議員に対してかなりの口汚い罵声も含めて浴びせるというようなことがあり、いろいろ物騒な状況があったわけです。だから、上田議員の出席も若干遅れると、こういうようなことになり、私の判断として若干開会を遅らせると、そういう状況ですから。10時15分に開会ということになりました。その経過については、いろいろ伺っていますが、一時は委員会としても議事を妨害されてるんだから警察へ告発をするということも考えようと、こういうような相談もしたということで、第三者の上田議員にいちやもんをつけたという者については、ここでは氏名は私も十分知りませんし、言われているせいは分かりますけれども、ここでの報告

は避けさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

村田興亞議員。

○村田興亞議員 この決算委員会の一応不認定ということですけど、今若干その中で答弁もあったと思うんですけど、不認定になったということで資料等の提出あるいは答弁、契約書とかいろいろ審査をされた中でも十分尽くされてないからというようなことも含めて不認定ということみたいなんですけど、やはりこういう決算委員会で最終的に認定しないと言われたからには、今審査意見報告書は各款項目については十分これで出ておりますけど、議事録等については後日ということになりますし、その経過もまだ十分精査しておりませんが、やはりきょう本会議ということですので、委員長に対してもっと具体的に不認定になった理由、具体的にこれでこうだということを揖龍衛生等ごみの問題も話がありましたけど、具体的に何がどうなっているのかの答弁ができればお願いしたいと。

以上です。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴委員長。

○桜井公晴議員 答弁いたします。

先ほど、こういう一つの本決算の中で全体的にはっきりさせなきゃならないこととして出てきているのは揖龍の負担にかかわるものであります。契約書にかかわるものであります。

それから、占用料等については、資料は出ておりますが、貸すものと借りるものによって大きな差があるということで、占用料の持つ問題点を整理するというようなことも、これは課題としていいかどうかはそれぞれの議員の判断によるわけではありますが、きょうつけておりますような意見については、これまでもしつこく意見を言い、また改善を求めた事項であります。これらのことが改善をされたり執行に生かされていないと、こういうようなことも議員のいわゆる不認定の判断であ

ったのではないかと、このように思いますし、また決算に当たっては求めた資料はすべて提出をする、そして審査をより公平公正に行えるようにするということが大前提でありますけれども、そういうことが行われていません。

それから、資料そのものも、姿勢にもかかわることがございます。資料の請求を求め、この揖籠のことにつきましても、担当者は既に入手をし、説明をしようとしておるように見受けられるわけではありますが、一方においてここに出ている幹部のほうでそれをとめるような状況も見受けられたのであります。さらにそれが最終日の総括のときにも問題になりました。そこでは、その資料はどういうふうに入手できたものであるかというようなことについて、仕事上に持っている、持ち得たものだ。仕事上というのはどういうことかということで、公人であるのか私人であるのか、やはり公人が得たものであれば、当然提出をすべきだというようなことがありました。それについて、余りにもやっぱり公にすべきことは公にすべきこととして取り扱いをしっかりと整理しないといけませんのに、当局のみが資料を持って、それが事務組合の資料だから公表できないというのは、今報告したとおりであります。公人が職員として持ち得たものについては、当然その説明があって当たり前やのに、そこら辺が不明確になったりするような一抹もございまして、それに副町長が注意をするというようなこともあって、この審査の経過があるわけですが、いまだにこれらのことについては提出をされていないというのが状況であります。

これらも一つの不認定の要因かと思いますし、先ほどの占用料の問題もありますし、財産の使用料の借りてる者の取り扱いの問題もあります。さらには自然公園の終息に当たったことも施策の選択、計画、施行っていうことにも及ぶかと思いますが、これらは審議をしておるわけですが、これらは具体的にどれを理由にっていうことについては、討論を留

保ってという形で採決をいたしました、この経過の中でしかはっきり知っていただけないような状況もあります。ただ、認定に当たっての審査意見というのは、何回も言い、また改善を求めていることが改善されていないと、こういうような基本的にはそういうところが不認定とされる理由かと思います。私は、委員長としてはまた別途討論で行いますが、質疑等と言ってきたとおり、やはり本町の繰出金のあり方についても、また痛みを住民に押しつけることについてもございまして、それぞれ個々の委員が判断をするに必要な審査はしたと思うんです。それで、認定反対というようなことになってまいりました。大枠を言えば、そういうことかと思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 まず、反対の討論を行います。

住民に開かれ緊張感を持って行政に向き合う、そんな当たり前の議会に私はなりたい。議会本来の役割は議決し立法することですが、実際は役所から出された議案の追認機関になっております。そして、当局が議員に答えるのが予算も決算もすべて議会の可決をいただいているというような開き直りともとれるような答弁が返ってきます。幾らいいことを言っても、情報を公開しない団体、会社、個人、これは私は信用しておりません。子供を見てください。子供は正直でしょう。ですから、恥ずかしいことや悪いことをしようときには手で囲って見せないです。大人も同じなんです。

太子町は3万4,000人の共同体なんです。

一部の人間のものではないのです。拠出金一つをとってみましても、13億8,562万円のうち8億5,800万円の下水に対する拠出をしておりますが、不用額は0です。一方、国保、老人とか介護については、5億2,700万円の拠出に対して2億3,200万円の不用額を出しております。だから、だれのための決算なのか、だれのためのお金なのかということが私は基本的にこの審査に当たって私自身が問うてみたわけです。私自身に尋ねたわけです。今年のこの決算額は約82億3,300万円ほどです。そのうち委託料7億7,000万円、それから負担金及び補助交付金10億5,079万円、繰出金13億8,562万円、公債費、いわゆる借金と利払いです。これが10億5,157万円、合計42億5,798万円です。82億円のお金のうち委託料と補助交付金と繰出金と元金の支払いというと、職員が知恵を働かせて汗を流して仕事をするというお金がなくなってまうんです。42億5,000万円がその金に消えるわけです。あと恐らく人件費、はっきり出てきませんけど、私のおおよその勘では25億円前後、恐らくもう少しあるんじゃないかと思うんですけども。そうしますと、実際に仕事に使う金というのは20億切れるわけなんです。十数億円になるんです。この予算は、いや、こういうお金の使い方は、私は職員がおおよそ300人の人間が汗水流して仕事をするには、余りにも自分らで知恵を働かせてお金を使う部分が非常に82億円の中でわずか十何億円しかないというのは、これは非常にこういうお金の使い方というのは考えなければならない。

一例を挙げますと、例えば歳入ですけれども、使用料、特に目の土木使用料を例えれば、土地の使用料が1平米40円で、私は初め月やと思ったわけです。月でも安いですわな。聞くと年に40円。これは本当にこんなことをやるということは僕は犯罪行為やと思います。町に損害を与えるということですよ。町ということは町民に損害を与えとんす。1平米年に40円ちゅうのは常識で考えられんよ

うな土木使用料を決算に上げてくると。

また、歳出の面では、ごみ収集、1億5,732万円、それから揖籠への負担運営整備約3億円、この内容が一切明らかにされてないんです。4億数千万円、5億円近い金は何で明らかにされんのやと。したがって、私は以上、まだいろいろ申し上げたいことありますけれども、言え切りがないので、こういうことを一部だけ申し上げまして反対いたします。

○議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 先にも委員長報告で言っておりましたように、本決算には私は反対であります。

これは、年度当初と、その後の補正予算案あるいは決算における質疑でも再三ただしてまいりましたが、またただしたり主張してまいりましたが、町財政、町政の厳しさを誇張して国や県に追随しての住民サービスの引き下げ、切り捨て、また住民へは負担と犠牲を押しつけているわけであります。本来、自己責任、自己決定が問われるのは町長ら特別職の責任だと思いますが、これは棚上げされたままである決算だと思います。もとより、この町が独立してそれぞれ財政何も心配なく運営できるものではありません。国政あるいは県政、そういうものとかかわりで制度が改悪をされたりするわけでありますが、この最近の経過の中では、小泉改革が改革という名で進めてきたものがあるわけでありますが、その中では国民に対して痛みを我慢すればあとは楽になるかのように宣伝、推進してきたわけでありますが、その結果は楽になったのは大企業と一部の大金持ちでありまして、一般の庶民、国民にとりましては、楽になるどころか痛みは激痛となって、暮らしは一層深刻になっております。格差はさらに拡大をし

ている始末であります。これらについては、質疑でも言ってきたとおりであります。しかし、財政が厳しい中にありましても、住民の暮らしに最も身近な町政でありますから、これらの悪政から国民生活、住民生活に係る施策を、またその暮らしを守るという観点、視点からこれらを支える施策、保健・福祉・医療、教育などの施策に軸足を置いて、重点をこちらに置いた予算であり決算にならなければならない。これも意見は言ってきたとおりであります。しかし、それに反する内容であります。

具体の問題では、広報の配布に係ることにつきましても、嘱託事務のあり方は常任委員会あるいは本決算、また前々からの決算の中でも問題になっておりますように、嘱託費の受け渡し、町との契約等につきましても、不明確なまま経過をたどっており。区域を特定をして、その区域のすべてに配布を行うということが条件として自治会長もしくは希望する住民に業務を委託する、これのほうによっぽどいいんじゃないかということもこれまでの審議で出てきておりますが、この支出の根拠もはっきりしないまま本決算になっております。

また、繰出金については、先ほども上田議員のほうから触れられておりますが、国民健康保険、介護保険、上下水道など、住民の暮らしにかかわる税や料金の引き下げ、負担軽減に回したり、また先に触れました保健・福祉・医療の施策に役立てるための繰り出しでなければならないと、私はこのように考えます。皮革汚水前処理場への繰出金と同列ではないことを肝に銘じるべきであろうと、このように思います。

また、本決算年度中に給食センターにおける洗剤混入事件が惹起したわけですが、安全・安心かつ安価で供給すべき給食業務を行うセンターにおきまして、給食センター施設の老朽化を理由に、センターで働く職員を初めとするパートあるいは臨時職員の職場の存続に係る雇用不安を醸成した結果の事

件であります。その施策、管理運営に当たる教育委員会、教育長らの責任は6月定例会において処分が軽過ぎるとして議会が否決して以降、いまだに方向を示していないのは、見過ごすことができない問題であります。食の安全が問われる今日、委託がベストかどうかとも問われております。

また、先ほどもありました不用額の件は、3億3,000万円、これは4.2%に当たると思うんでありますが、実質収支上、繰越財源にもなっておりません。こういう厳しい状況のもとでは、これらのことを的確に見ながら住民の暮らしを支援する施策に財源を充当すること、これが地方自治の本旨であり、また目的であると思います。こういう立場で行政は執行されなければならない、これに反している内容だと思います。

さらに、揖籠の保健衛生施設事務組合の問題では、先ほどもいろいろ説明をいたしましたが、この負担金は5億9,500万円、約6億円に近いものであります。しかし、内容的には施設整備に係ること2億3,000万円、し尿に係ること2,800万円、それから管理運営に係ることが5,000万円、ごみ処理に係ることが9,600万円、収集に係ることが1億5,700万円と、こういうふうなことになるわけですが、少なからず十数年も前からこのことについては本議会でも、また予算でも決算でもこのことが問題になります。こういう改善をしていくためには、本町が具体的な主導性を持って、主導でやらなければならないものでもあります。加古川市においては、入札をした結果、その経費が収集業務については半減をしたと、こういう経緯もあるわけですから、契約を内容を検証をして、適切な対応が必要だろうと思います。

それから、搬入した諸物資が売り払われる経費も当然負担金に係るわけですから、これらの計算もきちっとできるように、内外に公表した上で管理運営経費が明らかにされる、また負担のあり方も整理をされるというのが必要であり、公平性、透明性を

確保し、またそれを保障しなければならない自治体の決算としてこれを容認することはできません。

また、この決算年度中で一応終えることになりました上太田自然公園につきましても、資料で添付をしておりますように、これまでにかかった総事業費が3億1,900万円というふうになっておりますが、現実にはそれぞれの施策を選択をしたり、また計画をする、執行をするっていうことについての責任が問われる問題として、この点もしっかり反省をして今後に生かすっていうことが大事であろうと思います。

その他、総括質疑等で申し述べたことについては繰り返し言いませんけれども、これらを具体的に健康を維持増進すること、介護保険を自立させること、たくさんあるんですが、それらのことについてはこの際、省略をして、質疑で述べた立場でこの決算に対する反対討論といたします。

○議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定しないとします。したがって、原案について採決します。

認定第1号は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

~~~~~

日程第6 認定第2号 平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第3号 平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 認定第4号 平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 認定第5号 平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（北川嘉明） 日程第6、認定第2号平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第9、認定第5号平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 それでは、報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、認定第2号。付託年月日、平成20年9月12日。件名、平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成20年9月17日水曜日午前10時0分から午後0時26分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により認定すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、認定第3号。付託年月日、平成20年9月12日。件名、平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。  
2、審査年月日、平成20年9月17日水曜日午前10時0分から午後0時26分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。  
2、審査結果は全員賛成により認定すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、認定第4号。付託年月日、平成20年9月12日。件名、平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。  
2、審査年月日、平成20年9月17日水曜日午前10時0分から午後0時26分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。  
2、審査結果は全員賛成により認定すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、認定第5号。付託年月日、平成20年9月12日。件名、平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。  
2、審査年月日、平成20年9月17日水曜日午前10時0分から午後0時26分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。  
2、審査結果は全員賛成により認定すべきものと決した。

以上であります。

○議長（北川嘉明） 以上で福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の認定第2号平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 まず、認定第2号の国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、反対討論をいたします。

これは、補正予算等でも質疑をいたしましたように、早期発見、早期治療に係るような諸施策が必要であることは言うまでもないわけではありますが、これらを実施をしたり、また税負担を軽減をしていくためには必要があると思いますその繰入金は、本当に今の加入者の実態の中で高い保険料が払えない、こういうようなことに対してその他繰入金を増やして、やはり支援すべきが適当であろうと、このように思います。

これまで国保の運営協議会でも言っていましたように、本町の場合は、基金を取り崩した後も税の引き上げを抑制をする、あるいは国保の収支に不足が生じた場合には、一般会計から繰り出し支援すると、こういうふうに取り組んできた経過があるわけでありませう。しかし、この19年度の決算では、基金にこそ積み立てておりますが、一般会計からの繰入金、制度的なもの以外は0となっております。これは18年度に税を引き上げた結果でもありますし、今後の国保の安定運営という

面からも、繰り出しにおける国保支援が必要であらうと思います。

低所得者を初めとする者に対して町独自の保険税の軽減措置を講じる必要がありますし、また後期高齢者医療の制度の75歳以上の高齢者を差別する後期高齢者に対しても支援という、現役世代の支援ということで、この国保に限らず組合健保が相次いで破綻をして、政府管掌の健康保険組合に移行しようと、このような状況が生まれていることも同じでありますけれども、国保はさらにそれよりも劣悪な条件の人たち、運営をせざるを得ない保険でありますから、一般会計の供用する状況をつくり出し、全体として支援をすることが必要だと考えます。そして、早期発見、早期治療に向けた一般施策との整合性をもって、健康で長生きができるような条件をつくるのが本町の使命だと思いますが、実際に税負担で対応するようなことになれば、ますます苦しい状況を押しつけることになりますので、負担の適正という名の税負担の押しつけについては、今後考えを改めるべきことを主張して本決算に反対討論といたします。

○議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したが

って、認定第2号は認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第3号平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 介護保険特別会計の決算に反対討論を行います。

この介護保険制度は、発足以来、問題があると調整をし修正をするという本町でも導入し進んできたものでありますが、やはり今日介護保険そのものがいつでもだれでも利用できるような状況をつくるということについては問題があります。今、介護保険の保険料、利用料の減免制度、それから介護労働者の労働条件の改善、また年金から天引きされる保険料が上がり続けていると、今日そういう状況であります。実質的な年金引き下げになっております。来年度も新たな介護保険料の値上げが見込まれるわけですが、介護保険への国庫負担が全国市長会とか、あるいは全国町村会が要求をしておりますように、5%を引き上げて国の制度として保険料、利用料の減免制度をつくるということが今も必要だと思います。また、だれもが必要なときに安心して利用できる公的な介護制度を拡充するということが必要不可欠でありますのに、年間14万も超える人が家族の介護などのために仕事をやめる、こういうことになったりしている現状。公的な介護制度は、本当に充実は待ったなしの私は課題だと思います。介護給付費に占める国庫負担の割合というのを結局25%にしているから余計にあかんわけですから、50%に引き上げ、もとへ戻すと。そして、これまでの制度を復活させる

ことこそ必要であります。そうでなかったら、公的な介護保険制度とは言えない、介護を受ける人の生活と権利を守ることが必要で私はあると思います。これを支えることが政府と自治体が考えなければならないことだと思います。やはり、必要なのは、国と自治体の努力とによって実効ある減免制度とか介護福祉の実際労働条件の改善をしたりして、介護がだれもが人間らしく安心して暮らせるようになるような介護保険にすべきだと、このように考えます。

以上の意見を述べ、本決算に反対討論いたします。

○議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次、上程中の認定第4号平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次、上程中の認定第5号平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

~~~~~

日程第10 認定第6号 平成19年度
兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第11 認定第7号 平成19年度
兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第12 認定第8号 平成19年度
兵庫県太子町水道事業会計

決算の認定について

○議長（北川嘉明） 日程第10、認定第6号平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第12、認定第8号平成19年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案3案については、所管の経済建設常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長清原良典議員。

○清原良典議員 認定第6号から認定第8号までの報告をさせていただきます。

まず、認定第6号。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した事件、議案番号、認定第6号。付託年月日、平成20年9月12日。件名、平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成20年9月18日木曜午前10時から午後4時20分。審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により認定すべきものと決した。

続きまして、認定第7号につきまして報告します。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した事件、議案番号、認定第7号。付託年月日、平成20年9月12日。件名、平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成20年9月18日木曜午前10時から午後4時20分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果

は全員賛成により認定すべきものと決した。

審査意見として次のとおりつけております。

前処理場事業特別会計は、一般会計からの繰り入れが大きい。繰り入れを減らすような改善策を見出して、さらなる努力をされたい。

以上です。

続きまして、認定第8号を報告します。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した事件、議案番号、認定第8号。付託年月日、平成20年9月12日。件名、平成19年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成20年9月18日木曜午前10時から午後4時20分。審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により認定すべきものと決した。

以上です。

○議長（北川嘉明） 以上で経済建設常任委員会委員長清原良典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の認定第6号平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

次、上程中の認定第7号平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 前処理場特別会計につきまして、反対討論を行います。

この施設は、昭和54年から自主的に県の誘導で稼働を始めたわけではありますが、当時は龍野市が稼働していない状況で、太子町が何とか稼働させようというようなことから始まったものでありますが、30年余り、年間2億円かけてもこれに60億円かかるわけです。さらに建設費に20億円かかっているわけですから、もうやたらとかかったこの施設であります。しかし、第1ボタン、第2ボタンのかけ違えってことがあります。公共施設として建設をしたというようなことから、これを稼働させる、運転することを余儀なくされるというような状況が生まれていることもあります。しかし、肝心なのは、これらの財源がどぶに捨てるよりもひどいというものであります。住民の血税をここにつぎ込むことは許されない。やはり、これまでも言っておりますように、前々処理を業者に義務づけること、そしてこの施設の能力との兼ね合いを見ても、これを休止すること。あるいは、前処理場を業者に貸与して、運転をさせること、そ

ういうことをいろいろ考えなければならない問題があるわけでありまして。今日でも1億円余がここに使われているわけでありましてから、これらの財源を先ほども国民健康保険、介護保険、さらには一般会計の諸施策に生かすようにということを言いましたけれども、これらの支援や施策の拡充に生かすべきだと、このように考えます。そういうことこそ地方自治の基本的なものであらうと、こういう意見を述べて反対討論といたします。

○議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 くどくどとは言いませんけれども、この会計をこんな状態で許してきとんのは議会であります。本年もこの会計がこれでいいと、ほんまにこれでいいんですかね。分かっとって皆さん言われよんか、私は大いに疑問なんです。これ全部税金なんです。町民の前に胸張ってこれでいいということが私はこれを審査されてきた方が本当に自信を持って言えるのかな、私は疑問に思います。もちろん当局に対しても努力の跡が全然見られんです。少なくとも今まで何十年間続いてきた中でずっと問題になっとうことについて、こんな改善策を、こんな手を打ってきたというところが全然見られないと、もうやむを得ん、やむを得んばかりですがね。それを議会が追認して、それでよろしい、それでよろしいと言うてきた結果が、やっぱり依然として19年も続いたということでもありますので、こんなことをだたらやっとなと、まだまだこれ何年続くか分かりませんので、この辺でいいかげんに切りをつけたいと私はずっと思っておるんですけれども。したがって、そういう理由をつけて反対します。

○議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第7号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

次、上程中の認定第8号平成19年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 水道事業会計決算につきまして、反対討論をいたします。

本決算年度に水道料金を35%引き上げると、こういうような暴挙をやったわけでありまして、これは、当時の内部留保7億円弱でありましたけれども、今日の決算では、せんだっても確認をしておりますように、また資料でもありますように7億円余であります。こういうことを考えますと、料金の引き上げの必要は全くなかったと、このように考えます。

さらに、料金の中でも私は申し上げてきたんですが、本来ですと工場用には大量使用となる企業活動にとって不可欠なものでありますので、上水道の施設建設維持に係る社会的

責任を求める基本料金と、また使用水量に基づく逓増方式の料金体系が必要だと思っております。それが、一般家庭、住民に負担を転嫁するものであります。

さらに、本決算でも分かりますように、下水道の工事に合わせて配水管の布設がえを行ったにもかかわらず、無効水量がそれほど減っていない。これの原因を究明して、無効水量を全体として減らすことが新たな水源対策としても重要であります。

また、これまでにクリプト対策でかけてきた経費の、また施策選択の問題が水道事業を圧迫をしているというようなこと、さらには水源開発との絡みがありますが、県水の受水あるいは西播磨からの受水との絡みで高い経費で購入したものを売らざるを得ない、こういう状況を早く解消することが安心・安全、さらには安価な水を供給することになりますので、これらのことをより検証をして、住民負担を軽減するように経営をするべきだと、この意見を述べまして、本会計決算の認定に反対であります。

○議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第8号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、認定第8号は認定することに決定しま

した。

~~~~~

日程第13 発議第5号 太子町議会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第13、発議第5号 太子町議会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ただいま上程をされました太子町議会議規則の一部を改正する規則の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

これは、かねてから本町の議会内部でも検討をいたしておりました内容であります。既に本町の場合は全員協議会についても運営基準で位置づけております。そういう中での会議規則が全国的に地方自治法上の取り扱いで改正が行われ、全員協議会等が法上に位置づけられると、条例で定めることによって位置づけられるということになってまいりました。そういう中での一部改正でございますが、これまでの本町の運営をしてきた経緯を踏まえて、今回の改正とするものであります。

この改正に当たりましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成20年6月18日に公布されまして、同100条の12項に、議会は会議規則の定めるところにより議案の取り扱いまたは議会の運営に関し、協議または調整を行うための場を設けることができると、こういう議案の審査ということが全国的には出てきているわけではあります。本町の場合はこれの経験の上に立って議案の取り扱いということで運営してまいりましたので、今後もこの立場で進めると、こういうふうに考えております。現在も運営をしておりますように、ただ全員協議会を会議規則上に位置づける

と、こういうために会議規則を制定するものであります。

内容的には、特に内容は既に協議をしておりますので省きますが、全員協議会という会議規則の15章、全員協議会を起こして全員協議会の121条に法の規定によることをそのまま入れるのではなく、議案の取り扱いまたは議会の運営に関し協議または調整を行うための場として全員協議会を設けると、こういうふうにして規則を改正いたしますので、よろしくご賛同のほどお願いいたします。

以上。

○議長（北川嘉明） 以上で趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 討論なしと認めます。

これから発議第5号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（北川嘉明） 挙手全員です。したがって、発議第5号は可決されました。

~~~~~

日程第14 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（北川嘉明） 日程第14、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手許に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

以上、各委員長から申し出のとおり、閉会

中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。

平成20年第4回太子町議会定例会（第414回町議会）を閉会します。

（閉会 午前11時35分）

~~~~~

議長あいさつ

○議長（北川嘉明） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る8月28日の招集以来、本日までの34日間でしたが、この間議員各位には一般会計、特別会計等の決算認定を初め条例の改正、各会計の補正予算、人事案件など多数の重要案件をそれぞれ終始熱心にご審議を賜り、本日ここに閉会の運びに至りましたことは町政伸展のため、まことにご同慶にたえません。ここに議員各位のご精励に対し深く敬意をあらわしますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。

特に、一般会計決算委員会の委員各位には長時間にわたり精力的にご審議を賜りましたご苦勞に対しまして重ねて深甚なる敬意と謝意を表する次第でございます。また、当局におかれましては、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望等につきましては、今後の町政執行の上に十分に反映されますよう強く望むものであります。

いよいよ秋も深まり、さわやかな季節を迎えるころになってまいりました。議員各位には、この上とも健康に留意されまして、町政発展のため一層のご精励を賜りますようお願い申し上げます、まことに簡単措辞ではございま

すが、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

○町長（首藤正弘） 平成20年第4回太子町議会定例会（第414回町議会）が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る8月28日に開会されました今期定例町議会におきましては、同意、承認案件を初めとする各重要案件につきまして慎重なご審議を賜り、適切に議決いただきましたこと、深く感謝を申し上げる次第であります。

さらに、ご審議の中で拝聴いたしましたご意見、ご指導等につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力してまいる所存であります。

木々の葉も日ごとに秋の色が濃くなり、一年じゅうで最高の好季節を迎えました。議員各位におかれましては、ご健康にご留意いただき、町行政のさらなる振興に一層のご活躍を賜りますようお願い申し上げます、定例町議会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 北 川 嘉 明

署名 議員 橋 本 恭 子

署名 議員 井 川 芳 昭